

**板橋区公契約の在り方検討委員会
報 告 書**

令和8年7月

はじめに

板橋区公契約の在り方検討委員会では、区が実施する入札・契約制度のさらなる透明性と公平性を確保するとともに、事業者及びそこで働く労働者の労働環境の適正化を図ることを目的として、幅広い観点から公契約の在り方について検討を重ねてまいりました。とりわけ、公契約の適正な履行を確保し、公共サービスの質を一層向上させるためには、法的根拠を持つ公契約条例の制定が有効であるとの認識のもと、その必要性や具体的な制度設計について慎重かつ多角的な議論を行いました。

本委員会は、学識経験者、事業者団体、労働者団体など、異なる立場と専門性を有する外部委員8名により構成されており、それぞれの知見を持ち寄ることで、公契約制度が抱える課題や改善の方向性について、実務的かつ現場に即した検討を進めてきました。委員会では、現行制度の運用状況の分析、他自治体の先行事例の調査、事業者・労働者双方の視点から見た課題整理など、多岐にわたる議題を取り上げ、区における公契約制度のあるべき姿を総合的に検討しました。

本書は、こうした検討の成果を取りまとめたものであり、委員会が策定した公契約条例案に加え、条例の実効性を高めるために必要と考えられる運用上の工夫や制度改善に関する意見を整理し、報告書としてまとめたものです。

区が今後、公契約制度の充実と公共サービスの質向上を図るうえで、本書が有益な指針となることを期待しています。

< 目 次 >

1	東京都板橋区公契約条例案・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	入札・契約制度に関する意見書・・・・・・・・・・・・	11
3	板橋区公契約の在り方検討委員会検討経過・・・・・・・・	13

【参考資料】

板橋区公契約の在り方検討委員会設置要綱

板橋区公契約の在り方検討委員会委員名簿

1 東京都板橋区公契約条例案

<条例案の概要>

(1) 条例の目的

- ①公契約に従事する労働者の適正な労働環境の整備
- ②人材確保と公共サービスの品質向上
- ③ダンピング受注等の不当行為の防止
- ④地域経済の活性化と区民福祉の増進

(2) 対象となる契約

「特定公契約」として主に以下を対象とする。

- ①予定価格1億円以上の工事・製造請負契約
- ②予定価格1,000万円以上の業務委託契約 ※対象は規則で定める
- ③指定管理協定

(3) 労働報酬下限額

区長は、特定公契約の受注者、下請事業者等に対し、当該特定公契約に従事する労働者等へ、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないことを定める。

(4) 連帯責任

労働報酬額が、労働報酬下限額を下回るときは、特定公契約の受注者と下請け事業者が連帯して未払い相当額を労働者に支払わなければならない。

(5) 労働者保護の仕組み

- ①特定公契約において、労働報酬が労働報酬下限額に満たない場合、区長や受注者等へ申し出を可能とする。
- ②申出を理由とする解雇、契約解除その他不利益取扱いを禁止する。

(6) 実効性確保措置

- ①労働者からの申出等に応じて報告及び資料提出を求め、又は事業所等へ立入調査を可能とする。
- ②違反が認められた場合は、違反を是正するための措置を要求する。
- ③改善が認められない等の場合には契約解除を可能とする。解除にあたっては、損害賠償請求、違約金の徴収を可能とする。
- ④解除した場合、違反事実の公表を可能とする。

(7) 公契約審議会の設置

労働報酬下限額及び公契約に関する事項について審議し、区長へ意見を述べることを目的とした、公契約審議会を設置すること。

東京都板橋区公契約条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、板橋区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針及びその他必要な事項を定めることにより、労働者等の適正な労働環境を整備し、公契約に従事する人材を確保することで、公契約の適正な履行及び良好な品質を実現するとともに、ダンピング等の不当行為の排除を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 区が締結する全ての請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

(2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

(3) 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。ただし、受注者が国、地方公共団体その他区長が必要と認める者である公契約を除く。

ア 区が発注する工事又は製造の請負契約のうち、その予定価格が1億円以上のもの

イ 区が発注する工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が1,000万円以上のものであって、規則で定めるもの

ウ 指定管理協定

(4) 特定受注者 区と特定公契約を締結する者をいう。

(5) 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号ウに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、特定受注者又はアに掲げる者に労働者を派遣する者

(6) 特定労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 特定受注者又は前号アに掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 前号イに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者であって、専ら特定公契約に係る業務に従事するもの

ウ 自らの労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、自ら雇用する者がいないもの

(7) 労働報酬 特定公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号ア又はイに該当する者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号ウに該当する者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入

(基本方針)

第3条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 公契約の適正な履行及び良好な品質を確保し、適正価格での調達を実現すること。
- (2) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (3) 適正な労働条件の確保その他労働環境の整備を促進すること。
- (4) ダンピングその他の不当行為を排除すること。
- (5) 区内事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資すること。
- (6) 区と受注者との対等な関係において、公契約制度を適正に運用すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等に適正な賃金を支払うとともに、労働者等の適正な労働条件の確保及び向上を図り、労働環境の整備に努めなければならない。

(区内の事業者の活用)

第6条 受注者は、公契約に係る業務の一部を他の事業者へ請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者へ当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するよう努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第7条 区長は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。次条、第10条及び第11条並びに別表3の項及び5の項から7の項までにおいて同じ。）に対し、区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを定めるものとする。

- 2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。
- 3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定)

第8条 区長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- (2) 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金及びその他公的機関が定める基準

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ第16条に規定する東京都板橋区公契約審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定公契約に約定する事項)

第9条 区長は、特定公契約において、第7条第1項に規定するもののほか、別表に掲げる事項を約定するものとする。

(特定労働者等の申出)

第10条 特定労働者等（特定労働者等であった者を含む。次条及び第12条並びに別表6の項及び7の項において同じ。）は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われないとき又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者に対し、その事実を申し出ることができる。

(不利益取り扱いの禁止)

第11条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条の規定による申出があったときは、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入調査)

第12条 区長は、第10条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員若しくは区が委託した事業者の従事者をして、当該特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする職員又は区が委託した事業者の従事者は、その身分

を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置)

第13条 区長は、前条第1項の規定による報告及び資料の提出並びに立入調査等の結果、特定受注者及び特定受注関係者が第7条第1項又は第9条の規定による特定公契約の約定事項に違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 特定受注者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(特定公契約の解除)

第14条 区長は、次のいずれかに該当するときは、当該特定公契約を解除（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。以下同じ。）することができる。

(1) 特定受注者又は特定受注関係者が第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(2) 特定受注者が前条第1項の規定による求めに応じないとき。

(3) 特定受注者が前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 区は、前項の規定による特定公契約の解除によって生じた損害について、賠償する責任を負わない。

(公表)

第15条 区長は、前条第1項の規定により特定公契約を解除したとき又は特定公契約の契約期間（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る地方自治法第244条の2第5項に規定する期間。以下同じ。）の終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が当該特定公契約の約定事項に違反していたことが判明したときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該特定受注者又は特定受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公契約審議会の設置)

第16条 区長の付属機関として、東京都板橋区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、区長に意見を述べるものとする。
 - 3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験を有する者 2人以内
 - (2) 労働者団体関係者 2人以内
 - (3) 事業者団体関係者 2人以内
 - 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- (委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第16条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第7条、第9条から第15条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に締結する請負契約及び業務委託契約並びに同日以後の日を地方自治法第244条の2第5項に規定する期間の始期とする指定管理者の指定に係る指定管理協定について適用する。

別表（第9条関係）

1 特定公契約に係る労働条件の遵守	特定受注者は、第2条第6号ア又はイに掲げる特定労働者等に係る労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 特定公契約に係る請負条件	特定受注者は、第2条第6号ウに掲げる特定労働者等に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、その条件について、1の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。

3 労働報酬に係る特定受注者の連帯責任	特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定労働者等に対し、当該特定受注関係者と連帯して、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払わなければならないこと。
4 労働条件等の区長への報告	特定受注者は、規則で定めるところにより、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
5 特定労働者等への周知	特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。 ア この条例が適用される特定労働者等の範囲 イ 労働報酬下限額 ウ 3の項の規定の内容 エ 第10条の規定による申出をする場合の連絡先 オ 第11条の規定の内容
6 特定労働者等の申出	特定労働者等は、第10条の規定により、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていないとき又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができること。
7 不利益取扱いの禁止	特定受注者及び特定受注関係者は、第10条の規定による申出があったときは、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
8 報告及び立入調査への対応	特定受注者及び特定受注関係者は、第12条第1項の規定による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査に応じなければならないこと。
9 是正措置	特定受注者は、第13条第1項の規定による区長の求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、その結果を区長に報告しなければならないこと。

1 0 特定公契約の解除等	区長は、第 14 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、当該特定公契約を解除することができ、区は、当該解除により特定受注者又は特定受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。
1 1 損害賠償	特定受注者は、1 0 の項の規定により特定公契約を解除された場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
1 2 特定公契約の解除に係る違約金	区長は、1 0 の項の規定により特定公契約を解除したときは、特定受注者から違約金を徴収することができること。
1 3 公表	区長は、第 1 5 条第 1 項の規定により、1 0 の項の規定により特定公契約を解除したとき又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が第 7 条第 1 項若しくは第 9 条の規定による特定公契約の約定事項に違反していたことが判明したときは、その旨を公表することができること。
1 4 特定受注関係者と締結する契約	特定受注者は、特定受注者が特定受注関係者と特定公契約に係る契約を締結するときは、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について、特定受注関係者が当該特定受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、当該契約を締結する特定受注関係者との間で約定しなければならないこと。
1 5 継続雇用	特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望する者を雇用するよう努めること。

2 入札・契約制度に関する意見書

委員会では、公契約条例の制定は、人材不足の解消や労働環境の改善、公共サービスの品質確保に資する有効な施策であるとの認識で概ね一致した。一方で、その効果を十分に発揮するためには、条例制定のみならず、適正な予定価格の算定、最低制限価格制度の拡充等の契約制度全般の改善を一体的に推進していく必要がある、との意見が示された。

契約制度全般の改善に向けて、以下の事項について意見を取りまとめたため、今後の制度改善に生かしていただきたい。

(1) 適正な予定価格及び契約金額の確保

人件費や物価の上昇が続く中においても、契約金額が十分に反映されていない事例が見受けられることから、事業者が適正な利益を確保しながら安定的に事業を継続できる契約環境の整備が必要である。

- ① 労務費及び物価上昇分を反映した予定価格の設定
- ② 労働報酬下限額導入に対応した予算措置
- ③ 適正な利益を確保できる契約価格の確保
- ④ 予定価格と仕様内容の整合性確保

(2) 最低制限価格制度等の拡充

公契約の品質確保及びダンピング防止を図るため、最低制限価格制度等の拡充を進め、適正な競争環境の整備が必要である。

- ① 最低制限価格制度の対象拡大
- ② 小規模契約を含めた適正価格発注の推進
- ③ ダンピング防止対策の強化

(3) 複数年度契約における価格転嫁

工事契約では一定の価格転嫁制度が存在する一方、委託契約では十分でないため、複数年度契約においても労務費や物価上昇を反映できる仕組みの整備が望ましい。

- ① 複数年度契約の契約額見直し制度の導入
- ② 賃金上昇分の価格転嫁
- ③ 物価変動への柔軟な対応
- ④ 事業継続に配慮した契約制度の構築

(4) 区内事業者の受注機会確保及び育成

地域経済の活性化や災害時対応力の維持・向上を図るため、区内事業者、とりわけ区内本店事業者の受注機会の確保及び育成が必要である。

- ① 区内本店事業者の受注機会確保
- ② 地域貢献及び防災協定締結事業者に対する評価
- ③ 総合評価方式における地域貢献評価の充実
- ④ 支店調査による実態把握と適正化の推進（名目的支店への対応強化）
- ⑤ 指定管理者等による区内事業者活用の促進

(5) 仕様書及び契約内容の適正化

適正な履行及び良好な品質を確保するため、業務内容と契約金額が整合した仕様書の作成及び、適切な履行評価が必要である。

- ① 業務実態に即した仕様書の作成
- ② 仕様内容と契約金額との整合性確保
- ③ 品質確保に向けた履行確認体制の充実
- ④ 適正な履行評価制度の検討

(6) 事業者及び区双方の事務負担の軽減

公契約条例の実効性を確保しつつ、事業者及び区双方に過度な負担が生じない制度運用が必要である。

- ① チェックシート方式を基本とした運用
- ② 提出書類の簡素化
- ③ 誠実な事業者に過度な負担を課さない制度設計

(7) 条例施行後の効果検証と制度見直しの実施

条例施行後は、効果や課題を継続的に検証し、必要に応じて見直しが必要である。

- ① 人材確保状況及び入札不調率の検証
- ② 労働報酬下限額の妥当性検証
- ③ 条例対象範囲及び運用方法の定期的見直し
- ④ 契約制度全般の継続的改善

3 板橋区公契約の在り方検討委員会検討経過

<第1回> 令和8年3月9日	(1) 板橋区の公契約の現状と課題 (2) 公契約条例について (3) 事業者アンケートの実施について
【事業者アンケート】	令和8年3月16日～3月31日 ※回答135者
<第2回> 令和8年4月13日	(1) 事業者アンケートの実施結果について (2) 板橋区公契約条例の骨子案について
<第3回> 令和8年5月12日	(1) 公契約条例の適用範囲の検討 (2) 板橋区公契約条例の素案 (3) 特定労働者等の労働条件に関する事項の報告書（案）
<第4回> 令和8年6月24日	(1) 板橋区公契約条例の素案 (2) パブリックコメント（板橋区公契約条例案の概要）
【パブリックコメント】	令和8年6月29日～7月13日 ※回答件数8件（意見総数28件）
<第5回> 令和8年7月30日	(1) パブリックコメント（板橋区公契約条例の概要）の結果 (2) 板橋区公契約の在り方検討委員会報告書

【参考資料】

板橋区公契約の在り方検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 板橋区が行う入札・契約制度および労働環境の適正化について、専門的な見地からの意見を求めるため、板橋区公契約の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）公契約の在り方についての検討及び制度の整備に関すること。
- （2）その他公契約の在り方についての検討及び制度の整備に関して必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）事業者団体の関係者
- （3）労働者団体の関係者

（オンライン出席）

第4条 委員は、映像及び音声の送受信により即時にその状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって委員会の会議に出席することができる。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、区長が委嘱した日から第2条に規定する所掌事項が終了する日までとする

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年11月19日から施行する

板橋区公契約の在り方検討委員会委員名簿

(令和8年3月9日時点)

職	氏名	区分	所属団体・役職
委員長	中重 克巳	学識経験者	板橋法曹会 弁護士
副委員長	前田 昭博	学識経験者	東京都社会保険労務士会板橋支部 顧問
委員	中島 正人	学識経験者	大東文化大学経済学部社会経済学科 教授
委員	黒木 修	事業者団体	(一社)板橋区建設業協会 相談役
委員	木村 隆司	事業者団体	板橋管友会 副会長
委員	瓜生 一仁	事業者団体	東京商工会議所板橋支部 副会長
委員	平塚 浩章	労働者団体	全建総連東京都連 板橋区協議会
委員	長谷川 俊之	労働者団体	日本労働組合総連合会東京都連合会